

令和2年(2020年)9月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和2年9月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和2年9月18日(金)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし



**平野隆久議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

---

**平野隆久議長**

それでは、本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

なお、定例会中に尾上町長から追加議案の提出があり、本日の日程終了後、追加議事日程として取扱いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

**日程第 1**

**平野隆久議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3 番 柴田洋巳君

4 番 岡村哲雄君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 平野隆久議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

### 入江康仁総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、令和 2 年 9 月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9 月 9 日、午前 9 時 30 分から第 1 委員会室におきまして、委員 8 名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案 3 件、陳情 1 件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第 59 号 新町建設計画の変更についての審査を行いました。

質疑といたしまして、説明資料①、26 ページのやさしさを支え合う健康・福祉のまちについてお聞きします。住民が支え合う地域として、国は地域共生社会や SDG s という言葉を使って推進していますが、そのような言葉を計画書に入れなくてよいのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、本文の内容については、担当課で十分検討していますが、国連サミットで採択された国際目標の SDG s 等の考え方は非常に重要だと思いますが、今回の計画ではそこまで言及せずに、この内容で改正したいと考えていますという答弁でございました。

次に、提案されている内容で十分対応できるという解釈でよろしいですかという質疑に対しまして、今回の変更の主眼は計画期間の延長です。新たな視点で不足している部分があるかもしれませんが、文言等の改正は最小限として提案させていただいていますという答弁でございました。

次に、説明資料①、24ページの主要事業で、ごみ固形化燃料の活用推進が新たに追加された意図は何ですかという質疑に対しまして、計画書の中には既に終了した事業等が含まれておりますが、特に削除しなくてもよいということになっています。このことからごみ固形化燃料の活用推進につきましては、現在難しい面がありますが、総合計画でも位置づけられていますので、総合的に判断して追加したものですという答弁でございました。

あえて主要事業を追加したのであれば、将来的に固形化燃料の活用を進めていこうという考えがなければ、単に計画書に文章を載せるだけになりませんかという質疑に対しまして、計画書に掲載する事業については、担当課で検討した中で、今後の可能性等も踏まえ、追加したものと理解していますという答弁でございました。

また、現在2つあるRDF施設を依頼していく上で予算が必要になったときに、この計画の予算を使って依頼していく計画があるのですかという質疑に対しまして、新町建設計画に掲載された事業については、合併特例債を活用して推進することはできます。今後、少しでも可能性がある判断した事業につきましては、計画書に追加するものと理解していますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分については、質疑といたしまして、歳入8ページ、財政調整基金繰入金について1億7,359万4,000円の減額後の財政調整基金の残高は幾らですか。また、歳出10ページ、危機管理事業について海山物産株式会社出資金返還金800万円が含まれているとの本会議での説明でしたが、積立てはどの基金になりますかという質疑に対しまして、財政調整基金の9月補正後の令和2年度末の残高見込額は9億2,400万円です。海山物産株式会社出資金返還金は、地域づくり事業基金に積み立てたいということで予算を計上しましたという答弁でございました。

地域づくり事業基金の目的はどのようなものですかという質疑に対しまして、地域づくり

事業基金については、町の活性化のために使用する基金となっており、積立金は、今後地域の活性化に活用していきたいと考えていますという答弁でございました。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分についてでございます。

質疑といたしまして、有害鳥獣駆除事業についてですが、町費は含んでいないのですか。町内の獣害以外についてはイノシシだけではなく、鹿等が日中も出没する状況があり、耕作している方も高齢者が多いです。町も獣害について努力していることは承知していますが、獣害被害が頻発している状況を踏まえて、町費の上乗せをすることも検討していただきたいという質疑に対しまして、有害鳥獣駆除事業につきましては、町単独の費用もつけております。猿については1頭当たり1万8,000円、鹿・イノシシについては1頭当たり8,000円の報償費を予算化しております。このイノシシ捕獲強化補助金については、町費の報償費に上乗せするものでございます。4月から6月までの同時捕獲者の3頭目以降のイノシシについて、報償費を上乗せ補助するものですという答弁でございました。

海岸環境整備事業の19万8,000円は、和具の浜の駐場料金徴収機の故障に伴う修繕費であるとのことですが、いたずらにより故障したと聞いていますという質疑に対しまして、故障の原因については、海開きの際に紙幣投入口にボンドが塗られていることが判明し、すぐ警察に通報しました。徴収機については、海水浴場開設の都合上、既に修繕を実施させていただきました。犯人が判明しない場合は、町で加入している共済保険を使用させていただきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、有害鳥獣駆除事業についてお尋ねします。イノシシ捕獲許可事業の実施期間と補助の内容についてお聞きいたします。答弁といたしまして、イノシシ捕獲許可事業につきましては、4月から6月末までの3か月が事業期間でございます。補助内容は、同一の捕獲者の1頭目、2頭目のイノシシの報償費については町費で1頭当たり8,000円を支出し、3頭目以降のイノシシ捕獲について県費で7,000円を支出するというものでございますので、この事業に係る3頭目以降のこの事業に係る報償費は、1頭当たり1万5,000円となりますという答弁でございました。

4月から6月までに捕獲した分のみが補助対象で、7月以降に捕獲した分は補助の対象としないのですかという質疑に対しまして、そのとおりです。7月以降に捕獲した分については、上乗せ補助の対象とはなりませんという答弁でございました。

港湾管理費の中の海岸保全施設整備事業の2,266万円については、漁港のどの部分の事業

に当たるのか教えてくださいという質疑に対しまして、2,200万円の追加内示分は、陸圃の製作ですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、海苔業者と矢口浦区民が話し合いをして納得した上で、事業を進めていますかということなのですが、答弁といたしまして、矢口浦の海岸工事については、通年海苔の仕事をしていない4月末からは8月末を目途に工事を行っています。もちろん、海苔業者の方にも工事の説明をしております。区長をはじめ自治会にも説明しており、長い時間がかかっておりますので、早期に工事が少しでも早く完成するよう努めていきたいと考えていますという答弁でございました。

区長や役員には説明しているとは思いますが、区民一人一人や工事箇所付近の人に伝わっていますか。また、いつになれば完成するのか、その計画について教えてくださいという質疑に対しまして、自治会の区長様と役員様とは話し合いをさせていただいておりますし、用地をお借りするところもあり、事業に関係する方とはお話をさせていただいておりますが、区民一人一人とはお話をしているわけではありません。現在の全体計画では令和4年度の完成を目指しておりますが、国の予算の配当もあり、計画どおりに予算が内示されるわけでもないかもしれませんし、繰越しも考えると令和5年度の完成になると思われませんが、それに目指して取り組んでいます。なるべく早期に完成するよう取り組みたいと考えていますという答弁でございました。

また、和具の浜の件ですが、有料駐車場に駐車できなかった人は施設外に違法駐車し、和具の浜まで歩いていき、遊泳しているという苦情があります。また、お金を払って駐車している人はよいが、1,000円を払うことももったいないという人が路上に違法駐車していると聞いていますので、それについての指導はどうしていますかという質疑に対しまして、これまではトンネル付近に臨時駐車場を設けておりましたが、今年度はコロナウイルス対策のため、人が多くならないようにするため、和具の浜の施設内の駐車場のみにしましたので、帰っていただいた車も多かったと思います。満車で帰っていただくときに、集落内に路上駐車しないようお願いしているものと思いますという答弁でございました。

現に料金徴収機を修理したという説明でありましたが、基本的にはこの補正予算が認められてから使える予算です。内容は聞いておらず、今回、課長から説明があり、その内容が分かりました。たぶん節内の流用は許されると思いますが、まずは説明していただきたい。今後は気をつけて、説明できるときに説明していただきたいと思いますが、いかがですかという質疑に対しまして、もっと詳細に状況を説明し、予算の審議をしていただけるよう努めま

すという答弁でございました。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分について質疑に入りました。

質疑といたしまして、道の駅紀伊長島マンボウの案内板ということで、寸法など概要を教えてくださいという質疑に対しまして、素案ですが、駐車場などに設置しますと三重県の許可なども安全面からも難しいということもありまして、花壇のところに設置したいと三重県とも協議をいたしました。その都合もありまして、高さは3 m90cmになります。また横長なものになりますが、高さが2 m10cm、横幅が2 mのもの、合わせて2基を予定していますという答弁でございました。

次に、看板の設置場所はどこなのかお伺いしますという質疑に対しまして、国道側にある出入口2つにそれぞれ1基設置いたします。横長の看板については、高速道路に近い出入口、横長の看板は中央出入口付近に設置を予定していますという答弁でございました。

また、なぜ違うサイズの横長の看板と縦長の看板を設置する予定なのでしょうかという質疑に対しまして、高速道路に近い出入口については、高速道路から寄っていただくためにもいろいろな情報をお伝えさせていただきたいということから、細長い縦型の看板ではなく、幅広の横長の看板を設置させていただきたいと考えました。また、中央の出入口の看板につきましては、できる限り、遠くから看板の確認ができるよう、建築基準法の規制対象となる高さ4 mにならないよう、3 m90cmギリギリの高さの看板とさせていただきますという答弁でございました。

次に、道の駅紀伊長島マンボウの表示については、現在は国道にある看板だけでしょうかという質疑に対しまして、道の駅紀伊長島マンボウ前の国道42号線に1つのほか、高速道路、県道沿いにもあります。道の駅紀伊長島マンボウ正面にマンボウの串焼きなどを販売しているコンテナがあります。このコンテナの屋根に1つ看板があります。正面からでないといけない状態であり、遠くからという難しい状況となっていますという答弁でありました。

以上のとおり、商工観光課部分についての質疑を終了いたしました。

次に、建設課部分に対しての質疑に入り、質疑といたしまして、河川維持補修事業は11月から工事予定と聞いていますが、今回の工事で河川の浚渫は終わりますか。浚渫の経過について教えてくださいという質疑に対しまして、当初、大船川については1万m<sup>3</sup>の堆積土砂があることを見込んでいました。町の管理する準用河川や普通河川に補助金や有利な起債は一切ありませんでした。一般財源で認められたのは650万円でしたが、緊急浚渫推進事業債が

できたのは、財政課と相談し、事業費としては5,000万円を、2,500万円ずつ取る量としては、1万m<sup>3</sup>を5,000m<sup>3</sup>ずつ2か年で国に申請しています。片上川は当初から1万m<sup>3</sup>。

#### 平野隆久議長

1,000。

#### 入江康仁総務産業常任委員長

1,000m<sup>3</sup>、すみません、1,000m<sup>3</sup>の堆積土砂を550万円の事業費で取り切れますので、今年度で終了いたします。

先ほど5万と言った、5,000。

#### 平野隆久議長

5,000。

#### 入江康仁総務産業常任委員長

すみませんでした。

次に、質疑といたしまして、当初1,200万円を予定した浚渫工事について、有利な起債が出てきたので振り替え、2か年で事業を行うことは分かりました。台風等で被害が出て浚渫が必要な場合も考えられますので、一般財源の1,200万円を減額せず、財政課と調整し、ほかの浚渫事業を計上してもよかったのではありませんかという質疑に対しまして、今後、台風等で土砂が堆積した場合は、災害復旧ということで災害の予算を要望して対応することになります。今回は1,200万円減額するというのではなく、事業費について1,200万円に1,850万円を増額して3,050万円として、その全額に対して充当率100%の起債を充てて、その一般財源については減らすという措置を行っていますという答弁でございました。

次に、令和6年度までの期限付の予算なので、例えば災害復旧であれば災害復旧費が使えますが、令和6年度までにまた浚渫すべき河川が出てくるとしたら、今回の3,050万円に追加することはできますか。令和2年度に終了した箇所をまた令和4年度に申請できますかという質疑に対しまして、今後浚渫が必要な河川が出てきた場合は、直ちに事業計画を作成して申請しますという答弁でございました。

また、次に、令和6年度までである有利な起債なので、2年後、3年後も河川の状況を注視して浚渫が必要な河川については、この起債を有意義に使ってもらいたいと思いますという質疑に対しまして、そのように実施したいと思っていますという答弁でございました。

次に、提言方式ではなくて、毎年個別計画にのせて申請できるということで理解すればよろしいですかという質疑に対しまして、これは申請手挙げ方式で、今回のように事業計画書

を作り国のほうに提出しまして、国に認めてもらえば借入れすることができるという制度ですので、また必要があれば進めたいと思っていますという答弁でございました。

次に、確認ですが、今のところ町内ではこの2か所しかなかったのですか。この国の浚渫事業は大変有利な起債なので、ほかの河川も申請できたと思うのですが、2か所しか通らなかったのですかという質疑に対しまして、幾つも申請したわけではなくて、町内の管理する河川を見て浚渫の必要があるのか、この2河川を把握しまして、この2河川を申請して認められました。紀北町の管理する河川としては、この2河川ということで小さな河川は割と早く取らないと、溜めておけないというのが実情です。また、少し溜めると越水するというおそれがありますので、修繕料であったり工事費を使ったりしながら河川を管理しているので、そんなに土砂が溜まっている河川はありません。一番溜まっているのは大船川で5,000万円ぐらいかかり、これを一般財源で用意するのは一番の課題で頭を悩ませていました。今回、有利な起債の制度をつくってもらったので、これで課題を解決できるとしていますという答弁でございました。

以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第1号 町民センター3階建て部分を避難施設として存続させること、または、代替施設の建設を求める陳情書について審査を行いました。

今回、委員会の休憩中に渡利区長の脇さんが傍聴に来られておまして、その休憩中に経緯とか経過、また説明を聞き、その後、財政課と危機管理課の出席の下、まず審議に入りました。

担当課長に対しては、陳情の内容や経緯に関する質疑がございました。

質疑といたしまして、町民や区民に事前の相談や意見の聞き取りもなくということが書かれています、行政としてどのように聞き取りをなされましたかという質疑に対しまして、意見の聞き取りについては広く町民の方からというものでありませんが、5月14日に渡利区長からの要望の聞き取りという形で行っていますという答弁でございました。

また、老朽化という根拠のない理由で書かれていますが、行政が考えるこの老朽化の根拠

を示していただきたいという質疑に対しまして、町民センターから海山図書室が出ていくことによって空き施設となります。築45年を経過しており、老朽化だけでなく近隣に避難施設があることや町民センターの今後の利活用と、解体と修繕費、維持管理費、そういったものを総合的に判断して、県からの補助費の範囲内で全部を解体できるということから、全部解体とする結論に至りましたという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、今回の補償費を使わずに修繕して存続させ、数十年後に取り壊す際にはどういう状況になるのかお聞きしますという質疑に対しまして、町民センターの全部の解体をしないと県の移転補償は受けられなくなり、今回の解体費用等も一般財源に振り替えて解体することになります。また、今回、修繕をして何十年後になるか分かりませんが、その解体費は全て一般財源での対応となりますという答弁でございました。

移転補償契約を締結していない段階で予算計上したことに関して、法的にはどうなのかお聞きしますという質疑に対しまして、県との移転補償契約については、今回、当初予算で移転補償費の予算を計上しましたが、それは内示額という形で県からいただいた金額で予算を計上しており、まだその予算編成の時点では、町がこの解体費用を出せるかどうかということは、議会の議決を得ないと決定できませんので、移転補償契約はその時点ではできないこととなります。今回、一部解体の補償から全部解体の移転補償に変更になり、それについては、現在、県で再算定を行っており、9月末か10月上旬には完了すると聞いています。その算定が終わってからのこの移転補償契約を締結するということとなりますので、特に何ら違法性はないということを確認していますという答弁でございました。

また、町民センターへの避難者数の実績を教えてくださいという質疑に対しまして、平成30年の台風21号という大きな台風が来たときの実績ですが、このときは10世帯、14の方が避難しましたという答弁でございました。

現時点で避難できる施設の見直しはどこまで考えていますかという質疑に対しまして、相賀地区の避難所については、現在、課の中でも検討しています。現在のところ海山総合支所の別館が避難所には指定していませんが、実際には避難される方をご案内していることから、今後、避難所としての正式に指定していくようなことも検討しています。避難所としての設備も充実させていけたらと考えていますという答弁でございました。

以上で質疑を終わり、各委員の意見といたしましては、渡利区からの存続の要望が出ていることを説明せずに議会に諮ったことは、住民無視、議会軽視としか思えませんと書かれており、議会軽視という言葉が使われていますが、ある程度説明はされていたので、正直など

ころ、私は議会軽視と感じていません。この文面を採択することによって、議会軽視されたと自分自身が思わざるを得ないので、この議会軽視を載せたまま採択するのは納得しづらいところかなと思いますという意見。

また、次の意見に、この問題を解決しなければ、橋の架替えまで駄目になり困ると思います。もう少し詰めて話し合いはできないのかと思いますという意見もありました。

また、次の意見といたしまして、海山総合支所、潮南中学校、紀北健康センター、老人福祉センターなど既存の施設を、補償費でそれらをもっと津波に対する避難場所として新型コロナウイルス対策に対応する避難場所、台風や高波に対する避難場所として整備してもらうほうが話も早いのではないのでしょうか。また、渡利区民の一人として、陳情書を提出する際に、区民の皆様の意見を聞くべきであったと思いますという意見もありました。

また、一区長としての意見が随分入っていると思います。避難施設に住民が全部入り切らないというようなことが書いてありますが、これはどこの地区でも全住民が避難できるというのは、今現在あり得ないことだと思います。恐らくどこの自治体でも、全部の住民が避難できるように確保しているところはないと思いますという意見もありました。

また、次に、陳情書は存続か建設かじゃなければという内容なので、代替施設をきちんと設置するというようなことを考えていかなければいけないと思いますが、我々も3月議会である程度いろいろなことを想定しながら予算を可決した中なので、建設となると、この陳情書は採択しづらいなと捉えてしまいますという意見もありました。

また、この書面においては、住民自治の根本理念として総会もしくはそれに等しい総意の集合体としての決意の表明が見られません。この陳情は、願意妥当と言い難いので採択できないのではという思いですという意見もございました。

また、この陳情の中の地区の意見を無視して処分することはできないはずだと書かれています。地区総会も開かれてなく、総意をなされた中でのこの文言もどうかというところがあります。このコロナの状況下で、地域の住民が安心して避難できるように、避難場所の増設はどうしても必要になると思います。避難に対しての住民が安心できる取組みを考えていただいて、渡利地区の方にもそういうお話を今後きちんとできるようにしていただきたいと思いますという意見がございました。

以上で審査を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成なし。

よって、本案は不採択とすべきと決定いたしました。不採択の理由といたしまして、住民自治の根本理念として、区の総会または多くの住民の賛同を得た陳情でないことから、願意

妥当とは言い難い。しかし、町としては、渡利区住民が安心して避難できるような方策を検討されたいでございます。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書並びに防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の件についてであります。委員会での協議の結果、総務産業常任委員から提出することに決定し、本日、日程に付議事件としていただくよう議長に意見書案を提出しておりますので、併せてご報告いたします。

以上で終わらせていただきます。

#### **平野隆久議長**

次に、教育民生常任委員長、瀧本攻君。

#### **瀧本攻教育民生常任委員長**

皆さん、おはようございます。

令和2年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今定例会に付託されました案件につきましては、9月10日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室において、委員8名出席の下、開催いたしました。

説明のために出席された方は、住民課、福祉保健課、学校教育課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案8件、請願4件の審査であります。それでは、審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第61号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、特定地域型保育事業所というのはどういう事業所ですかということ、また、この地域にはないと思いますが、法律が変わるといことで条例も変えなければならないということですかという質疑に対して、答弁といたしまして、特定地域型保育は紀北町にはなく、保育所より少人数の単位で、0歳から2歳児の子どもを保育する事業です。現行では、0歳から2歳の保育をする特定地域型保育所を3歳で卒業し、事業所を卒園した後に保育する連携施設を確保しなければならないという条例になっています。今回の改正で、事業所は、卒園した後において、優先的に利用でき、引き続き保育が受けられるように措置を市町村長が

講じている場合において、連携施設を確保しなくてもよいという改正でございます。

また、委員から、全国的な改正で、特に課長が本会議の説明で公布の日から施行すると強調していましたが、優先的には3歳になったら入るといのは何年度からですかという質疑に対して、条例の改正は公布の日からですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第62号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、国の基準が変わったので改正するのですかという質疑に対して、国の基準に沿って改正しておりますという答弁でございました。

また、委員から、支援員もなかなか手がなく、その主な原因は保育士と同じで放課後の子どもたちの生活及び遊び場の保障をするため、共稼ぎの世帯はなくてはならない施設だと思います。国の基準が変わったから、それに合わせるということだと思っております。このようになった経過がありましたらご説明をお願いしますという質疑に対して、支援員の資格ですけども、研修を受ける前に教員の免許を持っていて、初めて研修を受けることになります。誰でも支援員になれるということではないという答弁でございました。

また、委員から、全員が教員の免許を持っているというわけではないと思いますが、その中に新任のような方のために条例の改正でしょうかという質疑に対して、保育士や社会福祉士の資格などを持っている方、そのほかに5年以上、放課後児童クラブ事業に従事している方などが、研修を受けて支援員になれるという答弁でございました。

また、委員から、改正後の当分の間というのはどういうことですかという質疑に対して、今のところ、当分の間ということで、いつまでということは決まっていませんという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として委員より、国の改正に伴って条例改正ということは理解しますが、紀北町の少子化、学童保育クラブは18年前だったと思うんですが、子育ての中で親から学童クラブをつくってほしいと請願を出して議会で議決し、長年、行政が求めている、実現したもので、当分の間ということで規制緩和されることですが、子どもたちにとってよりよい学童クラブにすることと逆行することになると思いますので、反対しますという反対討論がありました。

賛成討論なく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についての審査を行いました。

委員から、バスの購入の財源は町の一般財源ですか、町の単独事業ですかと、ほかの目的にも使用しやすいようにと思いますが、また座席の大きさは大人でも乗れるものですかという質疑に対して、財源は過疎対策事業債を活用しています。また、座席の大きさは一般の大人用ですという答弁でございました。

また、委員から、ドライブレコーダーはついていきますかという質疑に対して、ドライブレコーダーは契約の中に入れておりませんが、種類も多いので、バスを購入後に購入するという選択をしています。バスを購入後、速やかに取り付けたいと考えていますという答弁でございました。

また、バスにスクールバスの文字を入れるのですかという質疑に対して、答弁といたしまして、紀北町スクールバスという文字を入れさせていただきますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の本常任委員会の所管分の審査を行いました。

まず、委員から、歳入にお聞きしますと、社会保障・税番号制度システムの整備助成金、国外へ移転された方に再交付する、どういうことですかという問いに、マイナンバーの普及を活用を図っていくため補助金であり、現在、マイナンバーカードを持っている方が国外に転出されますと、住民基本台帳から削除され、マイナンバーカードが使えなくなります。同じ方が再度国内に転入された場合に、マイナンバーカードの番号は変更がありませんが、また1から申請をしていただくという形になります。引き続き使用ができるようにするためのシステムの改修でありますという答弁でございました。

このシステムの改修はいつまでになさいますか。国からの指示が出ているのですか。また、マイナンバーカードの令和5年3月末までに100%を目指す国が多額な予算を投入していますが、今回の改修もそれに近づけるためだと思います。紀北町の交付率はたしか17%ぐらいだと思いますが、いつから始まって、また正確な交付率をお聞かせくださいという質疑に対して、今回の改正につきましては、令和2年5月19日付で総務省から改修の旨の通知があり、この9月補正予算に計上しました補助率100%、10分の10で事業を進めていきます。マイナンバーカードの交付につきましては、平成27年度から交付が開始されておりますが、そ

のとき紀北町の交付率は最下位と低かったのですが、現在8月末の最新の交付率は18.88%、三重県内29市町中、上位から5番目の交付率です。順調に交付を進めております。マイナンバーカードの交付に関しては、令和5年3月までに全ての方にも入っていただくよう国が推進していますが、当町では9月から土曜日開庁や各出張所を巡回して出張申請をするということで、できるだけ取得しやすい環境づくりをし、普及に努めたいと考えておりますという答弁でございました。

紀北町では、年間国外で制度が必要な方はどれぐらいいらっしゃいますかという質疑に対して、今のところ紀北町では該当する方の人数はありませんし、また把握はしておりませんという答弁でございました。

以上のとおり住民課所管分の質疑を終了し、次に、福祉保健課所管分についての質疑に入りました。

児童手当等支給事業ですが、ひとり親家庭の臨時交付金の事務費となっておりますが、どういふ補助金か説明くださいという委員からの質疑に対して、ひとり親家庭の臨時特別交付金ということで、1世帯当たり5万円、2人目につきましては3万円ということで、国の2次補正予算で給付が決定されたので、それに対する事務費ですという答弁でございました。

また、委員から、ひとり親家庭で児童扶養手当をもらっている方が対象になると思いますが、所得制限があってももらえないひとり親家庭の方もおられると思いますが、本年度の新型コロナの影響で仕事が減った方はどのくらい収入が減ったら対象となりますか、半年間で、3月とか1か月とか、そういうことはありますかという質疑に対して、新型コロナ感染の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の支給される方と同じぐらいの数字になったという方となっております。1か月給料が半額減った場合も対象になると思います。その場合は、給料証明書等を持ってきていただいて、計算式がありますので、対象になるかどうかを判断しますという答弁でございました。

支給は終わりましたか、これからですか、申請期限はいつまでですかという質疑に対して、現在6月に児童扶養手当が支給されている方につきましては申請の必要がなく、8月11日に振込済みでございますという答弁でございました。また、申請期限は令和3年2月26日までですという答弁でございました。

老人ホームの管理運営事業の185万円はどういう予算ですかという質疑に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のことで、今までのかかった費用や、今後新型コロナウイルス感染症にかかる費用ですという答弁でございました。

また、委員から、老人ホームの管理運営事業の備品購入費121万8,000円あり、パーテーションとかベッドとか購入することで、どのくらいの数を購入して備蓄していますかという質疑に対して、予定としましてはパーテーション16個、簡易ベッド16台を購入する計画になっていますという答弁でございました。

以上のとおり福祉保健課の所管分について終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、賛成多数。

よって、本委員会所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

委員から、今回は精算による補正で、現在の基金の残高を教えてくださいという質疑に対して、令和2年度末の財政調整基金の残高は4,373万9,000円になる見込みです。また、委員から、基金積立てについて基準等がありますかという質疑に、国民健康保険事業特別会計は、繰越金に対する基金積立ての基準は特にありません。剰余金が出た場合に基金積立てを行います。財源が不足した場合は、取り崩して国保会計を運営していますという答弁でございました。

また、委員から、特定健診の返還金は実績に基づいて計上していると思いますが、特定健康診査及び特定保健指導の受診率はどれぐらいですかという質疑に対して、特定健診の受診率は、平成29年度が38.9%、30年度が41.3%、特定保健指導の終了率は、平成29年度で8.8%、30年度で15.9%という答弁でございました。

特定健診、個別受診と集団健診と受けた方が2種類ありますが、どちらのほうが多いですかという質疑に対して、個別受診の方が多いということの答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第66号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

委員から、歳出について詳細な説明をお願いしますという問いに、課長から、歳出での計上分につきましては、後期高齢者医療特別会計は基金を持たないため、前年度の繰越し等の部分を後期高齢者の医療広域連合納付金として計上しましたという答弁でございました。

市町では保険料の徴収事務を行っていると思いますが、年金から特別徴収のほかに普通徴収になる場合はどういった場合になりますかという委員からの質疑に対して、後期高齢者保

険と介護保険料の場合、年金受給額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。また、75歳に達したら一定期間は普通徴収になりますという答弁でございました。

普通徴収の収納率はどれくらいですかという委員からの質疑に対して、課長の答弁といたしまして、令和元年度の現在の普通徴収の現年徴収率は96.54%になりますという答弁でございました。

また、委員から、75歳になると加入しなければならない後期高齢者、何か月間か普通徴収になります。年金から特別徴収になるまでどれくらいかかりますかという質疑に対して、普通徴収から特別徴収になる月が毎年10月です。誕生日によって特別徴収になるまでの期間が変わります。保険料の賦課限度額は、令和2年度、64万円、住民税非課税の方の保険料も均等割が賦課されて、均等割で4万4,589円に軽減を適用した金額となりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

委員から、一般会計予算と同じコロナ対策の補助金だと思いますが、同じようにパーテーションとベッドの購入ということですかという質疑に対して、予算7ページにあると思いますが、こちらのほうも備品購入費で91万7,000円を見込んでおります。パーテーション12個、簡易ベッド12台を購入予定ですという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

委員から、利益の処分について建設改良積立金、どのように縛りがありますか。また、それぞれの積立金の残高を教えてくださいという質疑に対して、利益の処分は、平成23年度までは法定積立制度で当年度の利益の20分の1となっておりましたが、令和元年度の決算で減債積立金が4,453万7,902円、建設改良積立金は1億2,228万5,811円となりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について審査を行いました。

請願は事務局が朗読後、質疑に入りました。

質疑として、今回の提出者は教職員組合支部長、紀北町校長会、PTA連絡協議会となっており、それぞれの支部長の名前になっていますが、総会を開いてこの請願を毎年提出されているのですか。また、どういう状況で続けられているのかお伺いします。総会は開いていないような気がしますという委員からの質疑に対して、紹介議員から、今回提出に当たり、教職員組合の方に内容を聞かせていただきました。私が聞いた教職員組合は、執行部の役員会等でいろいろ調整して決めているということです。総会を開いていないだろうと思うのですが、教職員組合では、このような趣旨であるということを一職員に渡してあるはずですよという答弁でございました。

また、請願の趣旨についてお伺いしますという委員からの、本年はオンライン教育を進めるとのことですが、コロナ関係防止で大切なことだと思います。下から5行目、今後この事業を継続していくために、負担や子どもの学びの機会均等という意味において、国が保障すべきであると記載されていますが、どのような負担や学びの機会均等を想定しているのですかという委員からの質疑に対して、紹介議員から、私が聞いたところによりますと、コロナ感染対策で従来から要望しており、GIGAスクール構想を今回前倒しで行いました。毎年要請している成果だと思います。ランニングコストですが、当然オンライン教育ですので、ご存じだと思いますがWi-Fi通信機能が必要になります。続けていくのには通信料が毎年発生します。通信料や契約料、それから困窮家庭には通信機、Wi-Fiのポケットルーターなどの貸出しも対応しなければなりません。当然十分に機器が整っている家庭もありますが、ランニングコストは毎年発生します。コロナ感染防止対策では、一時的に予算も出ますが、ランニングコストも今年は大丈夫でしたが、今後コロナ感染が終息したときについても、このGIGAスクール構想はずっと続くと思います。今後の事業の継続のために要望するものだと聞いておりますという紹介議員からの答弁でございました。

次いで、委員から、通信費についてですが、通信機械の購入については約50世帯分の地方創生交付金の中の予算を計上していると思いますが、そのとおりでしたか。また、通信費のことは今後課題となると思いますが、国の予算は今のところないんです。このようなことを要望していると思いますが、どうですかという質疑に対して、通信機器については回収です。買取りです。今後予定している台数以上に増えたら購入しなければなりません。ランニング

コストについては毎年発生します。パソコン学習用ソフトについては、毎年更新していかなければならないので、このような部分が必要なので要望していますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、願意妥当と認められるためでございます。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について審査を行いました。

事務局の朗読の後、質疑に入り、これは請願第1号と同じように、3者の支部長、会長の名前が出ていますが、総会は開いていないと理解してよろしいですか。毎年三重県教職員、紀北町の教職員の方が要望を出していると思います。三重県29市町の提出状況はどうですかお伺いしますという質疑に対して、紹介議員から、実は県内29市町全部が提出しているわけではありません。提出しているのは、昨年度は22の市町で未提出のところもあります。理由の1番としては、紹介議員が見つからないということです。こればかりが理由ではないと思いますが、陳情のところもあります。総会が開かれていないという質問ですが、各学校の代表が集まり、総意をまとめていますという答弁でございました。

また、委員から、紀北町では教員の加配については国の制度に従っておりますが、紀北町の単独ではないと思います。複式学級はどれほどありますか、またどれだけの児童・生徒が単式化で進められるのか、教員が足りないようですが、足りなかったからこのような要望を出したのかという質疑に対して、紀北町では加配の教職員の給料は県が持っています。市町ではなくて、国ではなく、県でございます。介護職員と用務員の給料は紀北町で出しております。教員の数については足りないので要望を出していますという答弁でございました。また、課長から、町内の複式学級は6つの小学校、15学級となりますという答弁でございました。

また、委員から、私の理解では、新型コロナウイルス感染予防対策で紀北町が単独で加配はしないと思いますが、内容は理解しているのですが、コロナ対策の中で、今回、複式学級でどこまで学習の単式ができましたかお尋ねしますという質疑に対して、新型コロナウイルスの影響で加配した教員ですが、非常勤講師とか学習指導員という形で加配させていただきました。加配については、この地域で非常勤の方を年度途中で探すのも難しい状態です。複式学級の児童に対する学習についてですが、遅れが生じますと進級後の複式学級において後

れを取り戻すことが難しくなります。複式学級の児童に対しては、より一層学びの保障をしなくてはならないと思うので、教員の数が足りないということは聞いていますという答弁でございました。

また、委員から、この趣旨の反対なんですけど、現実的に町内に35人学級はあるのですか。大人数で困っている学校もあるのか、逆に複式で困っているのがあるのかという質疑に対して、紀北町では35人学級はありません。一番多い学校でも28人、平均で1クラス12.5人、中学校では1クラス14.2人の状態ですという答弁でございました。

また、委員から、私も紹介議員をしたことがありますけど、この請願は、合併前から始まってきたような気がします。いろいろ中身を精査しながら今に至っていますが、この地域に合うところと合わないところがあります。今後の請願は、それぞれの市町で状況が違いますので、その市町に合った対応をお願いしますという委員からの質疑に対して、紹介議員から、たまたま新型コロナウイルス感染対策の前倒しになりましたが、コロナ感染対策があろうがなかろうが、毎年請願が出ています。子どもたちの教育格差が出ないように、国が教育予算を出すべきだと思っています。市町に丸投げするようになってから、自治体によって格差が出ています。子どもたちには平等な教育を受ける権利があります。自治体により財政力に差があるから、我慢しなくてはいけないという部分をなくすためにも、国に前面に出て教育予算をつけていくべきだと思いますという紹介議員の答弁でございました。

また、委員から、主たる要因は新型コロナウイルス感染対策としていますが、新型コロナウイルス感染対策では、教職員に大きな負担がかかっていると思います。それを理由に教職員定数の予算拡充に飛躍するのはどうかと思いますが、その辺を詳しく聞かせてくださいという質疑に対して、今まで苦しかったのですが、新型コロナウイルス感染問題により余計にしんどくなりました。現在、教職員は、聞きますと、放課後トイレの掃除は生徒がやっていますが、コロナ感染からはやられていません。放課後にはドアノブとか拭き掃除をやっていきます。学習の遅れ、心のケア、いろいろなことが絡んで大変らしいので、今回はコロナ感染のことを配慮したのだと思いますという紹介議員の答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、願意妥当と認めるためです。

請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書を朗読の後、質疑が行われました。

委員から、保護者の経済状況によって教育が受けられないことがあります。ますます増えていきます。就学支援に係る制度が充実するよう、要保護・準用保護、就学・修学援助費など、ほかに制度があれば教えてください。大人が1人の世帯の場合、相対貧困率が48.1%ということがよく分からないという質疑に対して、課長の答弁といたしまして、大人の1人の世帯の相対的貧困率は48.1%です。大人が2人いる場合は10.7%となります。大人が1人の世帯とは、ひとり親のことになります。相対貧困率は、世帯の所得、世帯人数で割った数値を全人口の中央値の所得額の半分未満の世帯数を相対的貧困率となっています。課長から、就学奨励金、修学援助金などは、学校教育課で支援している事業になります。ほかの課でも支援していますが、詳しく分からないので、ここには載せておりませんという答弁でございました。

また、委員から、紀北町で貧困対策に取り組んでいますと記載されているのですが、紀北町単独のことなのか、日本語的に取れるのですが、この国の制度ですので、紀北町において記載する紀北町単独事業に取れますので、誤解しやすい文章に思いますという、ちょっと質疑に対して、紀北町においては新型コロナウイルス感染対策としましては、学生応援給付金、児童・生徒の給食支援金、子育て応援給付金など、単独事業を記載させていただきましたという答弁でございました。

委員から、請願の下から6行目というんだけど、大学や短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる緩和・拡充を求めていかなければなりませんと記載していますが、どういう趣旨なのか詳しく説明してくださいという質疑に対して、高等学校は就学支援、高校生等奨学給付金の制度があります。大学・短大・専門学校などにも制度があります。全ての学校が学生に対象ということになっています。これは、後で課長から頂いたんですけども、私のところへ、年収350万円以下だと独立行政法人、昔の国立大学ですね、これは全額免除になります。私立は、おおむね70%です。免除になります。

以上で質疑を終了し、討論に入り、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、願意妥当と認められる。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書について審査いたしました。

事務局が請願書の朗読の後、紹介議員から説明が行われました。

質疑、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択の理由は、願意妥当と認められる。

以上で、本委員会に付託されました12案件について審査の経過と結果についての報告を終わります。

**平野隆久議長**

これで各委員長からの報告を終わります。

---

**平野隆久議長**

ここで、暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

(午前 10時 53分)

---

**平野隆久議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

---

**平野隆久議長**

ここで教育民生常任委員長から訂正の発言がありますので、許可いたします。

瀧本攻君。

**瀧本攻教育民生常任委員長**

高等学校、大学・短大・専門学校につきまして、私、350万円と言いましたんですけども、今お手元に配付しましたとおり、300万円未満と380万円未満、これを一読お願いいたします。よろしく申し上げます。

以上です。

**平野隆久議長**

ただいまの訂正の申出に対して許可することといたします。

それでは、続きまして、各委員長に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第59号 新町建設計画の変更についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

次に、陳情第1号 町民センター3階建て部分を避難施設として存続させること、または、代替施設の建設を求める陳情書の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

これで総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第61号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第62号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第4号)の教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第66号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了しました。

---

### 日程第3

**平野隆久議長**

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第59号 新町建設計画の変更についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第59号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4

##### 平野隆久議長

次に、日程第4 議案第60号 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

##### 平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

#### 日程第5

**平野隆久議長**

次に、日程第5 議案第61号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

**日程第6**

**平野隆久議長**

次に、日程第6 議案第62号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第7

**平野隆久議長**

次に、日程第7 議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第8

**平野隆久議長**

次に、日程第8 議案第64号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第9

### 平野隆久議長

次に、日程第9 議案第65号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第65号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

### 平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第10

**平野隆久議長**

次に、日程第10 議案第66号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

**日程第11**

**平野隆久議長**

次に、日程第11 議案第67号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第12

**平野隆久議長**

次に、日程第12 議案第68号 令和元年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

### 日程第13

**平野隆久議長**

次に、日程第13 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第13 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

## 日程第14

### 平野隆久議長

次に、日程第14 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第14 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

## 日程第15

**平野隆久議長**

次に、日程第15 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第15 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

**日程第16**

**平野隆久議長**

次に、日程第16 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第16 請願第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

**日程第17**

**平野隆久議長**

次に、日程第17 陳情第1号 町民センター3階建て部分を避難施設として存続させること、または、代替施設の建設を求める陳情書を議題とします。

これから討論に入りますが、委員長の報告は不採択でありますので、討論の順番が逆になります。

では、討論を行います。

まず、原案に賛成討論される方はありませんか。

宮地忍君。

**1番 宮地忍議員**

1番、宮地忍。

陳情第1号 町民センター3階建て部分を避難施設として存続させること、または、代替施設の建設を求める陳情書に対しての賛成討論をさせていただきます。

この陳情書には、部分的にどうかなと考えられる点が見受けられますが、しかし、こういったことは枝葉のことであり、この事案の最も重要なことは、町民センターの3階部分が渡利区民にとって今後必要なものであるかどうかということだと思います。あったものがなくなるということに対して、もっと早い時期に町側が渡利区に対して事の説明が必要であったと考えられることから、この陳情案件をまずは採択し、いま一度検討及び町の丁寧な説明が必要と考えます。

以上の理由から、陳情第1号に対して賛成いたします。

以上。

### 平野隆久議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。

宮地議員の賛成討論に続いて、私も賛成討論をさせていただきます。

理由を申し上げます。先日、一般質問でも申し上げましたけれども、相賀橋架け替えに伴う町民センター解体と図書室・社協の移転計画は、単なる公共施設の再配置ではなく、次の世代への夢と希望と防災含めたまちづくりのチャンスだと思います。昨日も渡利地区で住民の総会のような会合があったそうですけれども、出席者の9割がこの陳情に賛成のような意見が出たそうです。ただ、ちょっと違うところは、解体に反対するんじゃなくて、解体された後、きちんとしたやっぱり避難場所を設けてほしいと、そういうふうな内容だったようです。

そういう意味で、本当に先ほど宮地議員が賛成討論されたように、やっぱり町と地域の意見交換というか、その辺が全くなかった。そういうことで、こういうトラブルが発生しているんじゃないかと思います。そういうことで、渡利地区、相賀地区含めてそういう大災害が起きたときの避難場所、それはやっぱり町長もこの前、何かあちこちそういう用意がしてあるよと言っていましたけれども、やはり潮南中学校それから健康スポーツセンターあるいは海山総合支所、そこにきちんとしたやっぱり災害避難場所、看板をかけるなり、そんな対応

をすれば、渡利地区住民もこういう陳情書を出さなくてもよかったと思っています。

ですから、繰り返しますけれども、やはりこれは紀北町の行政の責任だと思います。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

陳情第1号 町民センター3階建て部分を避難施設として存続させること、または、代替施設の建設を求める陳情書の賛成討論を行います。

私は、渡利区の区民です。6月議会の一般質問でも残り3分しかありませんでしたが、私の思いを述べさせていただきました。それは、2月14日付で渡利区長から要望書が出されておりました。でも、そのことを私たちは知りませんでした。そこにはセンターの屋上部分を津波避難施設として活用、整備することなどを災害への避難場所としての機能の維持について書かれており、できないのであれば、それを代行する施設の建設などと書かれておりました。これは、地域の住民にとっては当然の気持ちであること、私も新聞紙上で初めて、改めて実感することがあり、同じ地域に住む議員として本当に深く反省しております。このようなことに気づけなかったことと意見を述べさせていただきました。

また、この9月では陳情、9月議会では一般質問で区から議会に陳情書が出されているということで、私は、やはりこのコロナ禍に避難所を充実させなければならないのに、避難所、指定避難所を1か所なくするということが、本当におかしい。そして、機能移転補償費で財源もちゃんとあるという思いを昨日述べさせていただきました。17日、一般質問は17日ではありませんでした。さらに昨日、渡利区の臨時総会が開かれ、一部の方からは新聞を読んで、橋を建設するのが遅くなってしまうのではないかと激怒されている方もおられましたが、そうじゃない、この陳情書は橋は触れていない、橋は大切なものであるという説明もあり、私の思い以上に住民の皆様の思い、自分の地区の特に町民センターの周りの方の思いは、私の思い以上の災害に対する、避難所に対する思いがありました。

ですから、やはりこの陳情書を採択して、区民の皆さんと一緒にその実現のために頑張りたい、そういう決意を申し上げて議員各位の賛同を心からお願いしたいと思います。木を見て森を見ずという言葉もあります。どうか皆さん、渡利区民の思いをくみ取っていただき、この陳情に賛成していただくよう心からお願い申し上げます。

**平野隆久議長**

ほかに原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。お間違えのないようお願いしたいと思います。

お諮りします。

日程第17 陳情第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手少数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

**日程第18及び日程第19**

**平野隆久議長**

次に、日程第18 意見書案第1号及び日程第19 意見書案第2号の2件については、提案方法について総務産業常任委員会で協議をお願いし、委員会での協議の結果、委員会で提案することの決定をいただいておりますことから、提案者から趣旨説明を求めるため一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案2件については、一括して趣旨説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長 入江康仁君。

**入江康仁総務産業常任委員長**

それでは、朗読をもって意見書案第1号と第2号の趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第1号

令和2年9月18日

紀北町議会議長 平野 隆久 様

提案者 総務産業常任委員長 入江 康仁

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源  
の確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源  
の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 隆久

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 武田 良太 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

経済産業大臣 梶山 弘志 様

内閣官房長官 加藤 勝信 様

経済再生担当大臣 西村 康稔 様

まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本 哲志 様でございます。

#### 入江康仁総務産業常任委員長

次に、意見書案第2号でございます。

意見書案第2号

令和2年9月18日

紀北町議会議長 平野 隆久 様

提案者 総務産業常任委員長 入江 康仁

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、激甚化・頻発化する自然災害により全国各地で甚大な被害が発生しており、我が国にとって国土強靱化は、依然として喫緊の課題である。

現在、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対

策（以下「3か年緊急対策」という。）により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な箇所はいまだ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組みの加速化・深化を図ることが極めて重要である。

本町でも、3か年緊急対策を活用し県土の強靱化対策を強化してきたところであるが、想定される大規模自然災害や南海トラフ地震等に対して事前防災及び減災の取組みを引き続き推し進め、県内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性はいまだ高い。

また、地域住民の安全・安心を確保し、大都市部への過度な一極集中から脱却するためにも地方の強靱化対策は必要不可欠である。

よって、本町議会は、国において、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く要望する。

#### 記

1 令和3年度以降においても、国土強靱化基本計画に基づき、中長期的な見通しのもと、国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠予算による必要かつ十分な予算の確保など、対策の抜本的強化を図ること。なお、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れがみられる地方に十分配慮すること。

2 地方公共団体が、策定・見直しを進めている国土強靱化地域計画に基づく取組みを、迅速かつ確実に実施するために必要な予算の総額確保を図ること。

3 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要な予算を確保すること。

4 令和2年度で終了することとされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組み状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。

5 社会資本の適切な整備及び管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員や体制の維持及び充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 隆久

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山東 昭子 様  
内閣総理大臣 菅 義偉 様  
総務大臣 武田 良太 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
国土交通大臣 赤羽 一嘉 様  
内閣官房長官 加藤 勝信 様  
内閣府特命担当大臣（防災） 小此木 八郎 様  
国土強靱化担当大臣 小此木 八郎 様  
以上で、意見書案2件の趣旨説明を終わります。

**平野隆久議長**

以上で、趣旨説明を終わります。

---

**日程第18**

**平野隆久議長**

それでは、これより各意見書案に対する審議を行います。

日程第18 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第18 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第19

**平野隆久議長**

日程第19 意見書案第2号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

趣旨には賛成なんですけれども、防災・減災というのはよく分かって、国土強靱化対策、真ん中辺で国土強靱化基本計画と書いておられますけれども、これは具体的に分かりやすく言えばどういう計画なのかお伺いします。どういう趣旨の下つくりされているのか、大体は分かっていますが、詳しい理解をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**平野隆久議長**

入江康仁君。

**入江康仁総務産業常任委員長**

それでは、近澤議員の質問に答えさせていただきます。

国土強靱化ということに関しては、大規模な自然災害などに備えるため、事前防災や減災、迅速な復旧・復興につながる施策を計画的に実施して、強くしなやかな国づくりや地域づくりを進めるための取組みを言っております。その中で、今回のこの趣旨といたしましては、今まで令和2年で終わるのを、今の予算的な財源に対してはまた延長していただきたいというような趣旨でございます。

**平野隆久議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第19 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

**平野隆久議長**

ここで町長からの追加議案及び先ほどの請願が採択に伴う意見書案提出のため、ここで暫時休憩といたします。午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 54分)

---

**平野隆久議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

#### 日程の追加

**平野隆久議長**

町長からの追加議案2件と先ほどの請願に伴う意見書案4件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案2件と意見書案4件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1及び追加日程第2

**平野隆久議長**

次に、追加議案2件の審議に当たっては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本会議において審議することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

異議なしと認めます。

したがって、追加議案の審議に当たっては、委員会の付託を省略し、本会議において審議することに決定しました。

お諮りします。

追加議案2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

異議なしと認めます。

したがって、追加議案については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本議会定例会に追加上程いたしました2件の契約案件につきまして提案理由をご説明を申し上げます。

議案第69号 防災対策備品(スポットエアコン)購入契約の締結についてであります。災害時の避難所運営において、新型コロナウイルス感染症に対応した夏場の熱中症対策のため、スポットエアコンを購入することに伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 防災対策備品(パーティション・携帯式ベッド)購入契約の締結についてであります。災害時の避難所運営において、避難者同士のプライバシー確保及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するスペースを確保するため、パーティション及び携帯式ベッドを購入することに伴い、備品購入契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上2件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担

当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 平野隆久議長

続いて、議案第69号及び議案第70号の内容説明を求めます。

危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

それでは、議案の説明をいたします。

議案第69号 防災対策備品（スポットエアコン）購入契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第69号 防災対策備品（スポットエアコン）購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 防災対策備品（スポットエアコン）92台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 556万6,000円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀652番地

ハロービジョンシステム株式会社

代表取締役 伊藤 侑丘

令和2年9月18日提出

紀北町長 尾上 壽一

#### 提案理由

災害時の避難所運営において、新型コロナウイルス感染症に対応した夏場の熱中症対策のため、スポットエアコンを購入することに伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、購入物品概要などの説明をさせていただきます。

議案書2ページの資料1をご覧ください。

防災対策備品（スポットエアコン）購入につきましては、令和2年8月、議会臨時会におきまして議決をいただきました令和2年度一般会計補正予算の中の災害対策事業の中で、体

育館等の避難所へ配備するためのスポットエアコンの購入でございます。

まず、物品購入費に関しましては、契約金額が556万6,000円であります。この契約金額は、物品価格の506万円に10%の消費税50万6,000円を加えたものでございます。入札は9月10日執行し、一般競争入札により4業者の参加があり、最低価格を提示したハロービジョンシステム株式会社が落札いたしました。予定価格の1,113万2,000円に対する落札率は50%であります。

購入物品の概要ですが、品名がスポットエアコン、型式がN407-T C、メーカーが株式会社ナカトミ。本体購入数量が92台。仕様につきましては、電源が単相100V、自動首振タイプ、総重量40kg、サイズが幅40cm、奥行き43cm、高さ82cmでございます。

購入物品概要につきましては以上でございます。

次に、納期であります。納期につきましては議決の日から令和3年2月10日までを予定しております。

続きまして、議案書3ページの資料2をご覧ください。

資料2は、スポットエアコンの外観等でございます。総重量は40kgですが、キャスターがついておりますので室内での移動が便利になっており、体育館等での使用を想定していますので電源は100Vとなっております。また、自動首振機能がついておりますので、冷風が周辺に行き渡りやすくなっております。

以上で、議案第69号 防災対策備品（スポットエアコン）購入契約の締結についての内容説明を終わらせていただきます。

#### 岩見建志危機管理課長

続きまして、議案第70号 防災対策備品（パーテーション・携帯式ベッド）購入契約の締結について説明させていただきます。

議案書の4ページをご覧ください。

議案第70号 防災対策備品（パーテーション・携帯式ベッド）購入契約の締結について次のとおり物品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 防災対策備品（パーテーション）460張及び  
防災対策備品（携帯式ベッド）230個購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,441万880円

4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀652番地

ハロービジョンシステム株式会社

代表取締役 伊藤 侑丘

令和2年9月18日提出

紀北町長 尾上 壽一

提案理由

災害時の避難所運営において、避難者同士のプライバシー確保及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するスペースを確保するため、パーティション及び携帯式ベッドを購入することに伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

それでは、議案書5ページの資料1をご覧ください。

防災対策備品（パーティション・携帯式ベッド）購入につきましては、令和2年8月議会臨時会におきまして議決をいただきました令和2年度一般会計補正予算の中の災害対策事業の中で体育館等の避難所へ配備するためのパーティション・携帯式ベッドの購入でございます。

まず、物品購入費に関しましては、契約金額が1,441万880円であります。この契約金額は、物品価格の1,310万800円に10%の消費税131万80円を加えたものでございます。

入札は8月10日執行し、一般競争入札により2業者の参加があり、最低価格を提示したハロービジョンシステム株式会社が落札しました。予定価格の1,545万8,300円に対する落札率は93.2%でございます。

まず、パーティションの概要ですが、品名がワンタッチパーティション2ROOMタイプ、型式がWT-120-2ROOM、メーカーがニード。購入数量が460張。仕様につきましては、材質、ナイロン210D（アルミ特殊コーティング、抗菌加工処理）、防災性能、区分3以上、遮光率99.9%、紫外線遮蔽率99.9%。構造、自立式スチールベルト一体四面構造、重量、約7kg、サイズ、幅が210cm、奥行き210cm、高さ120cm。

次に、携帯式ベッドの概要ですが、品名が携帯式ベッド、型式がFDコットDX-AH、メーカーがLOGOS。購入数量が230個。仕様につきましては、総重量6kg、サイズ、幅が190cm、奥行き74cm、高さ46cm、耐荷重目安100kg、材質、フレーム、アルミ、生地、ポリエステル。

購入物品概要につきましては以上でございます。

次に、納期であります。納期につきましては、議決の日から令和3年2月10日までを予定しております。

続きまして、6ページ、2をご覧ください。

資料2は、パーテーションの外観等でございます。重要は約7kgで折り畳んだ状態でコンパクトに収納でき、使用する際はワンタッチで簡単に広げることが可能となっております。また、空間を仕切ることや片屋根を設置することもでき、プライバシーにも配慮した仕様となっております。

続きまして、議案書7ページの資料3をご覧ください。

資料3は、携帯式ベッドの外観等でございます。

重量は6kgで折り畳んだ状態でコンパクトに収納でき、持ち運びも容易で簡単に設置することが可能となっております。また、地面から距離を取ることができるため、室内のほこりやウイルスの巻き上がりがある程度避けることもでき、座ったり寝転んだりすることで、高齢者でも疲れることなく過ごすことができます。

以上で、議案第70号 防災対策備品（パーテーション・携帯式ベッド）購入契約の締結についての内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

失礼しました。先ほど説明の中で、入札の日を8月10日と説明してしまいましたが、9月10日の誤りでございます。

**平野隆久議長**

70号議案だな。

**岩見建志危機管理課長**

70号議案の説明で8月10日と説明しましたが、9月10日の誤りでございます。失礼いたしました。

**平野隆久議長**

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

**平野隆久議長**

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

追加日程第1 議案第69号 防災対策備品（スポットエアコン）購入契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

69号ですけれども、先ほどの説明でスポットエアコンの機種も挙げて説明をいただいたんですけれども、紀北町として入札に関して、こういう機種を買いたいんですけども入札になったのか、スポットエアコンでどれがいいかというを言わずにこういう結果になったのか、そこら辺のところ分からないということをお願いしたいのと、入札のところ少し私聞き漏らしたんですけれども、50%ということでしたが、何社のところで、もし言っていたかもしれないんですけれども、入札があったのかお伺いします。

**平野隆久議長**

危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

ただいまのご質問にお答えします。

入札の参加業者に関しましては、スポットエアコンに関しましては4業者でございます。それで、今回入札を行ったものは、メーカーを指定したものではありません。この設計の段階で、比較的知名度の高いメーカーの製品の見積りを業者からいただきまして、その見積りを基に設計を行いまして入札を行ってございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

こっちがたくさん見積りをいただいて、これを指定して入札したと判断してよろしい、私の理解間違いなのか、もう一度すみません。

そして、これで1台にすると5万5,000円ぐらいになると思うんですけれども、夏場の熱中症対策ということになっているんですけれども、どれぐらいの範囲に自動で振りかかって

も効果が、温度も今の説明していただくと、この資料の3ですと、25℃から45℃とか書いてあるように、ちょっと分かりにくいんですけども、そう書いてあるのかなと思うんですけども、そうしたら冷却だけではなくて45℃ぐらいまでいけるのかなという思いもありまして、そのところをお伺いします。

**平野隆久議長**

危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

当初の見積りに関しましては、複数の見積りをいただいたということよりも、一番知名度の高い、よく使用されているメーカーのものの見積書を頂いていますが、ただ、入札に関しましては、このメーカーを指定せずに、同等品以上ということで他のメーカーも入札に参加できるようにいたしております。

冷風に関しましては、外気温が25℃から45℃ぐらいまでの室内で使用することができます。目安ではございますが、外気温35℃ぐらいのときに大体約21℃の冷風が出るというふうに聞いてございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

全国的に皆さんが交付金でスポットエアコンを購入していると思うんですけども、納付期限は十分見てあると、2月10日ということなんですけれども、全国で集中して、いいメーカーだと余計集中すると思うんですけども、これについても業者の方と、より具体的にはどれぐらいの、2月10日までなんですけれども、そういうお話はなかったですか。もう少し早いとか、この日にちになった理由ですね、お尋ねいたします。

**平野隆久議長**

危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

この備品に関しましては、災害対策用、避難所対策用ということで、できるだけ早く納品をできるようにということで入札を早くさせていただいたんですけども、メーカーに、業者に問い合わせたところ、やはり交付金の関係もありまして、各自治体からの問い合わせがかなりあるということで、品薄の状態があるかもしれないというふうな情報もいただきました。

ので、できるだけ早く入札をさせていただきました。納期の2月10日とさせていただきましたのは、注文してから製造しなければならないというふうなメーカーもあると聞いてございましたので、できるだけ長くは取らせていただいたんですけども、納入に関しましては、できるだけ入札業者の方に協力していただいて、速やかに納入していただけるようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

### 平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

1つお聞きしたいのは、1つは、財源がどこから出ているのかということです、財源。国から今度の何かコロナ対策で3億円か4億円出ているじゃないですか。それか一般財源とか、そういうことを聞きたいということと、それから、先ほど何か設計をしてどうのこうのと言っていました。これは役場で設計したんですか。というのは、入江議員がいろいろ今問題にしている入札だとか、随契だとか、入札制度についての見直しが必要じゃないかと、そんな話を入江議員は最近しております。ですから、そういうこともありますので、今後もいろいろやっぱりそれに見合ったそういう設計、工事の発注とか、備品の発注とかあると思うんです。そういうところから、設計、本当に役場で設計ができるのか、こういう器具の設計、その辺、やっぱりこの辺、そういうことを確認しておきたいな、あるいはみんなそういうことを知ってもらったほうがいいんじゃないかなという意味でお聞きしました。財源の問題と。

### 平野隆久議長

柴田議員、財源につきましては、予算は可決されていますので、ちょっとその点については答えられる範囲でということでご了解願います。

町長、財源については、予算認められたと思うので、ちょっと答えられる範囲でお願いします。

危機管理課長。

### 岩見建志危機管理課長

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充てさせていただきます。あと、それが予算上なんですけれども、2,314万2,000円、一般財源が344万9,000円で財源はございます。

あと、設計につきましては、やはりこういった内容は、なかなか専門的といいますか、なかなか町独自で設計するというのは難しゅうございます。ですので、業者の方から見積りをいただいて、それを基に設計、仕様書等を作成させていただいておるところでございます。

**平野隆久議長**

財政課長。

**水谷法夫財政課長**

財源につきましては、財政課のほうでお答えをさせていただきます。

8月補正でお認めいただきました事業費につきましては、2,659万1,000円を認めていただいております。そのうち80%の2,127万2,000円が先ほど危機管理課長が申しあげました地方創生臨時交付金を充当させていただきまして、残りの531万9,000円を一般財源で補填させていただいております。

財源につきましては、以上でございます。

**平野隆久議長**

柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

財源のほうはよく分かりました。それで、設計に関するところなんですけれども、私、建築設計事務所にいまして、いろいろ裏話もいっぱいあるんで、これは今ここで話するのが適当ではないと思うんで言いますけれども、その見積りを取る場合に、例えば3社とか4社とか、1社だけを取って、その単価を入れるのではなくて、3社ぐらい取って単価を入れるとか、その辺はやっぱり今後明確にしておいたほうがいいと思うんです。今回の場合、3社だったのか1社だったのか。

(「4社」と呼ぶ者あり)

**3番 柴田洋巳議員**

いや、見積り、見積り。入札はそうですね。予算を組むときに、3社の見積りを取ったのか、1社の見積りで終わったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**平野隆久議長**

危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

今回の見積りに関しましては、1社の見積りを取ってございます。

**平野隆久議長**

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

私の経験から言いますと、1社では駄目なんですよ。やっぱり3社ぐらいメーカーから見積り取って、比較検討して、じゃ、真ん中を取ってこの単価で入れようか、予算化しようかとか、そういうことがやっぱり絶対必要なんですね。今後、気をつけてもらったほうがいいと思います。

以上です。

### 平野隆久議長

答弁、質疑ですもんで答弁をお願いします。

副町長。

### 中場幹副町長

お答えをさせていただきます。

先ほど1つ前に議員がおっしゃいました設計という言葉の使い方なんですけれども、ちょっと答弁の設計という言葉が不適切だったかも分かりません。といいますのは、いろいろな工事も含めまして、いろいろなことをするのに私どもは設計書とか設計という言葉を使っています、備品は備品なんですけれども、設計書を作るという言葉を使いますもんで、つい設計と言っていただいて、機械を設計するという意味でじゃなくて、工事をする仕様書を作る設計ということで言うておりますので、その辺はちょっとご勘弁をいただきたいと思えます。

それと、もう一つ先ほど言うていただきました予算のときの見積りにつきましては、議員がおっしゃったとおり、これからは十分その辺も精査してやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

### 平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

入江康仁君。

### 12番 入江康仁議員

今回の、先ほど前者議員の質問に関連もあるんですけれども、やはり町の予定価格をつくるために1社から見積りを取ったということでしたけれども、要は一般競争入札に対して、その予定価格をつくるために1社から取って、それを予定価格にして入札したのか、要はこ

ここに書いて、いつも書くでしょう、落札したら落札率何%と。随意契約でもそうですけれども、2社以上、やはり今、町長も言われたように、法律にのっとってやる以上は、やはり一般競争入札に対しても基礎をつくるわけですから、予定価格の、町としての。それを1社から取って、1社ということは、その業者が取ったんじゃないですか、この結果は。そこをちょっとあれしてください、教えていただきたい。

そして、幾らに対しての何%だったかと、ここ500万円、50%と言ったんですか。これもおかしいじゃないですか。そうでしょう。そして、業者は4業者でやったと、これは全て町内業者であったのか。その落札した業者に対しては、その一番大事なところなんだけれども、見積りをもらったのは、どこと合致するのか教えていただきたい。

そして、1つは、この備品になるわけですがけれども、要は、以前、これは屋内で使うわけですから、屋内で使う、だけれども、以前、ほかの議員さんが言っていたことは、屋内で使うときに前はいいと、前は冷えるけれども、後ろから今度は熱風が出ると、それで何も冷風の効果がなくなるんじゃないかということを知って質疑あったね。そういうことの、あれはどうなのか、本当に冷房効果があるのか。その後ろから出る動力の熱量ですね、それは本当にちゃんといけるのか、そこを5点お願いします。

#### 平野隆久議長

危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

見積りの業者に関しましては、今回の落札の業者とは別の業者でございます。

あと、今回参加していただいた4業者に関しまして、全て町内業者でございます。

あと、屋内で使う熱風の対策につきましては、熱風を排気するところ、ダクトがございませぬけれども、そのダクトを例えば人がいない方向に向けるとか、そういった窓際のほうに向けて熱風を少し窓を開けて換気させるとか、そういった対策もできると思いますので、そういったふうにして、熱風が滞らないような対策もしていきたいなと思っております。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

5点と言ったよね。もし答弁漏れあったら回数に勘定しませんので、答弁漏れで言ってください。

#### 12番 入江康仁議員

だから、予定価格に対しての、その1社から取った予定価格に対しての落札率は何%であ

ったのか。だから、町の予定価格は幾らであったのかと、それに対してここに書いてある契約、500どんだけですか、これは何%に当たるのか、落札率の。566万円ですね、物品価格506万円、それに対する落札率と、予定価格は幾らであったのかと。そうですね。

そして、今、熱風、後ろから出る動力の熱量ですね、熱量は窓際と言ったけれども、これは体育館とか大きな避難場所だから、そんな小さな屋内に置くんじゃないんですよ。広々としたところに窓際だけに置くということは、一部しかできませんよ。当然広いところで何台も要るわけだから、こういうものをしておるんでしょう。小さなものなんですよ。それで、効果が本当に出るのかなというところもちょっと疑問に思いますんで、説明をお願いします。

#### 平野隆久議長

危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

すみません、答弁漏れがございました。

落札率に関しましては、予定価格がスポットエアコンに関しましては1,113万2,000円に対して落札が556万6,000円で、落札率は50%でございます。

あと、熱風に関しましては、先ほどもちょっと言わせていただいたんですけども、できるだけダクトを人のいないほうに向けて、熱が人のいるところに滞留しないように工夫をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

中場副町長。

#### 中場幹副町長

冷風の効果の件でございます。実は私どもも、これ後ろから熱が出るんじゃないかということに心配もしておりまして、事前に前の体育館へ機械を、ちょっと機械のものは違うんですけども、よく似た機械を運んでいただきまして、町長以下みんなでどれくらい冷たく感じるのかなというのを実験というか、させていただきました。確かに私も思っておったんですけども、思っていたよりは涼しく感じたというのが実感でございます。ただ、議員おっしゃるようにいっぱいおったりですね、窓から離れたら、それは熱風の部分もあるかと思いますが、有効な部分もあるのかなというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

この1,113万2,000円ということの中で、先ほど見積りをもらった業者は、これを出したわけですね。全て町内業者であったということでもいいんですね。予定価格の見積りを取ったのは、ここなんでしょう。

平野隆久議長

違います。

12番 入江康仁議員

そこのところをちょっとまた教えていただきたいです。

平野隆久議長

危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

見積りを提出していただいた業者と落札業者は別の業者でございます。

平野隆久議長

じゃ、どうぞ、もう一回。

12番 入江康仁議員

要は、見積り業者の、私は、それは分かっておるんですよ。ただ、この見積り業者が、これも入札しておるんでしょう、この方。違うのか。この4社の中の1社から見積りのあれをもらったんでしょう。それをちゃんと。

平野隆久議長

危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

すみません、説明不足で。見積りをいただいた業者は、町外の別の業者でございます。でするので、この入札に参加していただいた4社の中には入ってございません。

平野隆久議長

3回目。入江康仁君。

12番 入江康仁議員

その業者、4業者以外の町外の業者ということですね。先ほど言っとったメーカー的なもので、いいところのメーカーだ、どうのこうのと言っとったけれども、入札、落札した業者

は、その機種を使うんですか。その機種を、一番いいんだどうのと言ったところのメーカーの機種を使うんですか。見積り取ったのは、そのメーカーなんですか。そこのところをお願いします。

**平野隆久議長**

危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

見積り段階では、ダイキンというふうなところのメーカーの見積りを取らせていただきました。入札に際しては、このダイキンというメーカーの機種に限定せずに、同等品も可ということで入札をさせていただいています。実際に落札した業者が納入する製品は、ナカトミというふうなメーカーの商品でございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

奥村仁君。

**7番 奥村仁議員**

この69号と70号は、もともと8月6日の臨時議会のほうで議決した予算なんですけれども、財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、一般財源を含めて歳入とされておるんですけれども、それを使ってやっていくという中で、結局、今回4業者で入札されて、この69号に関しては約半分ぐらい、50%ぐらいの金額で落札されておるわけなんですけれども、2番目、3番目、4番目の業者との入札の金額の大幅な違いというのがあったのかどうかだけ確認させて、ほかにもあるんですけれども、まずそれだけ聞かせてください。

**平野隆久議長**

危機管理課長。

**岩見建志危機管理課長**

入札に参加した業者の金額に関しまして説明させていただきます。

税抜きで金額でございますけれども、2番目の業者が667万円、3番目が784万7,600円、4番目が906万1,080円でございます。

以上でございます。

**平野隆久議長**

奥村仁君。

#### 7番 奥村仁議員

あとの3社と金額も、3番目の、2番目の方とは、それでも100万円ぐらい違ってきておるんですけれども、あまりにも違うと、じゃ、この予定価格というところが1,113万円、これ当初、今朝聞いたときは7,000円と言ったんですけれども、今2,000円を言われたので、それも確認したいんですけれども、2,000円だったとして、これだけ離れてきたというところで、これだけ離れたときに、財源がこのコロナ対策の地方創生の臨時交付金ということなんで、そこをどうしていこうかというところというのは考えられとったかどうかをお聞きしたいと思います。

#### 平野隆久議長

企画課長。

#### 上ノ坊健二企画課長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したいろいろな事業がございますけれども、これにつきましては、今後、入札等によりまして事業費が大きく変動するものもあると思いますけれども、まだ詳細は出ておりませんが、これから第3次の配分もあるというふうに聞いております。ですから、このことも併せて、また事業全体を踏まえまして交付金を最大限活用できるようにということで、これから出し方を検討していくということになると思います。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

失礼しました。予定価格の数字に関しましては1,113万2,000円でございます。失礼しました。

#### 平野隆久議長

課長、今、7,000円と聞いておったんもんで、今、2,000円ですと言うもんで、7,000円と言っておったということやもんで、そこのところの話をして、危機管理課長が言うたんやったら。

危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

課のほうに来ていただいて、聞き取りのときに7,000円と言ったということなんですけれども、すみません、失礼しました、2,000円の間違いでございます。訂正させていただきます。

#### 平野隆久議長

奥村仁君。

#### 7番 奥村仁議員

さっきの予定価格に関しては2,000円であったということで分かりました。

財源のほうも、今後また交付金が第3次で来るか分からんということで、ほかの課も併せていろいろ企画課のほうで調整されるということなんで、ただ、このスポットエアコン、台数がもっと多くあっても、より多かったら多かったので、ええかも分からんというのと、ほかの課でも余ってるんやったら欲しい、こういうことを対策したいというのが出てくると思うので、この分は入札に関してのことではないかもしれないんですけども、少々関わりがあると思うんで、台数を増やして検討するということというのは、危機管理として、これでもう92台でいいんですよというふうな考えで、この入札でもう終わるといって考えておるか、そこだけ確認をお願いします。

#### 平野隆久議長

危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

現時点なんですけれども、広いスペースのある避難所、主に小・中学校の体育館なんですけれども、そこに配備したいということで、この92台でいきたいなと今のところは考えてございます。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員のおっしゃるところは、そこへ出たお金がもっとほかのものにも使えるんじゃないか、スポットクーラー以外にも使えないかということだと思います。今の第2次の計画がもう終了ですので、第3次でどう使えるかという問題で、この余ったお金をこの今年度中であれば、その計画に入れられれば何か別のことに活用していきたいなというところでございます。

それと、もう一歩進んで、この年度内で使えなかったら来年度に繰り越してくれないかと

いうことも首長会のほうから要望を上げております。一応年度末で予算自体が終わりですので、第3次があっても、第3次の締切が年度末だとすると。ですから、それを繰越しできないかという要望も上のほうに上げているところでございます。

**平野隆久議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第69号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 追加日程第2

**平野隆久議長**

追加日程第2 議案第70号 防災対策備品（パーテーション・携帯式ベッド）購入契約の

締結についてを議題とします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

先ほどと同じ、隣の入江議員がどのような設計、柴田議員もお聞きしておりましたけれども、どのような設計の下で入札になったのかというのと、2業者ということでしたが、何%というお話はありませんでしたので、落札率ですね、2業者の落札率をお願いしたいのと、私、パーティーションと携帯ベッドというんですか、別々なものなのかなという予算のときに想像していたら、これを見るとセットで入札になった。別々に入札に及んだけれども、たまたまこういう結果になったのか分からないんですけれども、そこのところをお伺いします。

#### 平野隆久議長

危機管理課長。

#### 岩見建志危機管理課長

見積りに関しましては、先ほどのスポットエアコンと同様、業者の方から見積りをいただいて、これに関しましてはメーカーを指定させていただいて入札を行ってございます。

あと、落札率に関しましては、予定価格が1,545万8,300円に対しまして契約金額が1,441万880円で落札率は93.2%でございます。

2つの物品を一緒に行った理由でございますが、今回このパーティーションと携帯型ベッド、購入数も多ございます。購入額も高額になることから、またスポットエアコンに関しましては、メーカーによっては製造、契約してから製造するというふうな時間がかかるということはあったんですけれども、ですので、このスポットエアコンとパーティーションは分けさせてもらいました。パーティーションを一緒にさせていただいたというのは、一体的に入札をかけるほうがやはり安く、できるだけ落札率も下がってくるというふうな考え方、大量になりますので、落札率も下がるということで一緒に入札をさせていただいてございます。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

落札率のところ、私、第1と第2、2業者、2つしかなかったもので、2つお伺いしまし

た。2社、1社漏れておりました。

そして、今の入札率がこれで下がるだろうということもあって一緒に発注したということですが、入札したということですが、どういう計算の下で、別々でも私、下がる、そのところ下がるという根拠は何なのかお伺いします。

今回はメーカーを指定されたということで、どのような理由で、先ほども発注の後とか先とかというお話もあったんですけども、明確にメーカーを指定された理由を詳しく説明をお願いします。

#### **平野隆久議長**

危機管理課長。

#### **岩見建志危機管理課長**

一般的には、入札に関しましては、数が入札の物品の数が多いほど業者の利益というんですか、そういったものも多くなると思いますので、その分、値段を下げて入札に参加するというふうなことも考えられますので、入札を2つの商品を一緒に入札させていただいてございます。

メーカーを指定した理由なんですけれども、これに関しましては、やはりワンタッチで設置できるとか、簡易に設置できるというふうなこともございますので、このメーカーがやはり一番いいのではないかとということでメーカー指定をさせていただいてございます。

以上でございます。

#### **11番 近澤チヅル議員**

2番目は何%やったという。すみません、言い方がおかしかった。最後になりますが、2業者の入札金額ですね、1業者は93.2%は分かっている。計算すると2業者の方はどれぐらいなかったのか、金額とですね、お尋ねしました。

#### **平野隆久議長**

これ、今のやつは答弁漏れですもんで回数に数えませんが、あと1回あります。

危機管理課長。

#### **岩見建志危機管理課長**

すみません、答弁漏れで失礼しました。

2番目の業者の入札額につきましては、これは消費税抜きの金額なんですけれども1,390万3,500円でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

3回目の質疑はいいですか。もういいですか。

11番 近澤チヅル議員

2番目の率。

平野隆久議長

危機管理課長。

岩見建志危機管理課長

すみません、失礼しました。2番目の業者の入札率というんですか、率なんですけれども98.9%でございます。

平野隆久議長

よろしいですか、もう。

11番 近澤チヅル議員

はい。

平野隆久議長

ほかに質疑される方。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これ、うちの委員会で結局、議運でもんだんですけれども、これ、トヨタミと書いてあるでしょう、ナカトミって。ナカトミ。メーカーがね。

平野隆久議長

これは終わった。

10番 瀧本攻議員

終わったんけ。

平野隆久議長

これは69号です。ナカトミは69号です。今のメーカーは70号ですもんで、メーカーが違う。

10番 瀧本攻議員

なんで、これは、また、これはトヨタミストーブと一緒に、メーカー。

平野隆久議長

69号は、よろしいですか、じゃ、質疑は。

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

このパーテーションと携帯式ベッド、かなりの数なんですけれども、これはどこへ保管するんですか。保管。教室いっぱい、高校の教室いっぱいぐらいは要るんじゃないかなと思うんですけども。

### 平野隆久議長

危機管理課長。

### 岩見建志危機管理課長

これらの備品の保管場所につきましては、各学校さんをお願いして、体育館に置ければいいんですけども、置けない場合は空き教室等をお願いさせていただいて、そちらのほうに保管させていただきたいなと考えてございます。

以上でございます。

### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

そうすると、避難場所は、避難場所と、これを使うところは学校ということで、もう決めているわけか。どこ、でも、今朝なんか、今朝というか、午前中の相賀町民センター、あれがいなくなっちゃって、それで健康スポーツセンターとかどうのこうのと言っていたじゃないですか、避難場所。だから、あっちこっちにやっぱり散らばっちゃうんで、やっぱりその保管場所も1か所にしておいたほうが、できるだけ少なくしておいたほうが、決めておいたほうがいいんじゃないのかなと。学校あちこちバラバラにするんじゃないかという思いがあるんですけども、再検討したほうがいいんじゃないですか。

### 平野隆久議長

中場副町長。

### 中場幹副町長

私のほうから少しお答えをさせていただきます。

あくまでも今の配置案なんですけど、三浦小学校、海野小学校から小学校を中心に16か所に配付というか、そこで保管をお願いしたいというふうに思います。そこがやはりたくさんの方が避難するスペースがあるという意味合いで、そこに置かせていただく計画をしております。

ただし、こちらのところで必要になれば、それは輸送というか、移動もできますし、そう

いう使い方をしなさいということとは言ってございます。

それと、そうすると、最初から1か所固めておけばいいんじゃないかという案も出てくると思うんですけども、それはやっぱり人員のこととか時間のことがありますので、町内あちらこちらに置いておいたほうがいいかなという判断の下で16か所に置かせていただく計画をさせていただきます。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

柴田洋巳君。

#### 3番 柴田洋巳議員

せっかく1,000何百万円も出して備品購入するわけですから、やっぱりその日常の管理ですね、教育長がおられるからあれですけども、学校の先生方がそこまで神経使ってこれを管理してくれるかということもあると思うんです。ですから、やはりこれは、それでまた、毎年使うわけじゃなくて、もう忘れた頃に、3年、5年後にそういう可能性もあるわけですね。ですから、やっぱりどこか本当に志子小学校でもいいから、ああいうところへまとめておいたほうが管理しやすいんじゃないかなと思っております。ご検討ください。

#### 平野隆久議長

中場副町長。

#### 中場幹副町長

先ほどとちょっと重複いたしますが、やはりこれまでの経験から、1か所となりますと、道路の冠水、崩落等がございまして、例えば志子小学校に全てを保管した場合、仮定でございますが、海山のほうに運ばなければならないときに途中の道路が寸断された場合は、もう使い勝手ができないということもございまして、やはり何か所かに分けたほうがいいのかなというふうに思います。ただ、議員おっしゃったように、管理とかになりますと確かに1か所で管理したほうが点検も楽ということがございます。今回購入した暁には、やはり時間も決めて時期も決めて、点検とかをやっていかなければならないというふうには認識してございます。

以上でございます。

#### 平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

入江康仁君。

## 12番 入江康仁議員

先ほど来、今回は落札率は93.2%、予定価格のあれに対しては指名でメーカーからもらったというけれども、やはり随意契約と一般競争入札はちょっと違うところがあると思うんです。思うんですけれども、一般入札の場合も2社以上の見積りを取ると、予定価格をつくるのにね。そういう規定はないんですか。随意契約は2社以上の見積りを取るという規定はきちんとしている。私、一般競争入札はまだちょっと調べていないので、そここのところの確認です。それで、これ1社でいいのかというところですよ。

そして、先ほど、69号のところの中で先ほどもあれ言ったんですけども、受注生産ですよ。だから、それを例に挙げるわけですけども、今度はパーテーション、携帯式ベッドに対しては、もう今あるものを大量に仕入れるという中での説明であったけれども、受注、今のこの緊急的なあれの中で、国の補助の対象になるこの購入に、そのパーテーションもそうだけれども、これも受注で仮にあった場合、仮にね、今回はこれはもう今入札の中で、すぐ納入できるわけですよ、今回は。クレーンの場合は、私、受注となると、ちょっと、ああと今納得いかなんというところもあるんですけども、それはもう過ぎたから言わんけれども、この一般競争入札の中の予定価格を出すのに1社でよかったのかどうかというところ、1点。

そして、前のあれは50%、今回は93.2%の落札、これ契約者は同じですよ、町内業者。この町内業者に対しては、何も私は、方向的にはそういう地元の業者が取ることに關しては推奨しているからいいんですけども、なぜこういう落差があるのかなというところもあるんですよ。その説明をお願いします。

## 平野隆久議長

危機管理課長。

## 岩見建志危機管理課長

見積りに關しましては、議員おっしゃるとおり、できるだけ複数の業者で見積りを取るのが望ましいのかとは思いますが、今回は1社でさせていただきました。

あと、落札率のこの開きがあったことに関しましては、想定というか、想像なんですけれども、そのメーカーさんのいろいろな企業努力とか、その扱っている取扱販売業者さんの自助努力もあろうかと思ってございます。

以上でございます。

## 平野隆久議長

入江康仁君。

## 12番 入江康仁議員

当然ですね、要は1社で取っとるということ自体が問題じゃないんですか。これ2社でも3社でも取っとったら、こんな差が出ないと思います。もっと当然クーラーのあれもダイキンからカネマツですか、ナカトミになっていますけれども、こういうことはやはり担当課として、いろいろなメーカー、またいろいろな機械に対する要素的なもの、特徴、メーカーによっていろいろ違うんです。だから、そういうところをある程度は課でお互いにもう協議をしながら、どういう機種でどうだと一長一短あります、みなメーカーによっては。その中で価格帯に対してはどうだと、そこで何社かのあれを取るぐらいにしないで、あんたらは今やっとることは、何でもええわと、メーカー1社から取ったらいいわと、何も努力していないということを私言いたいんですよ。昔のあの入札は、みんな役所が役所内の積算をして、それに伴って入札しておった。だから、企業も入札参加する企業もみんな努力したわけですよ。そうでしょう。それを私は今まで言ってきた、今は入札じゃないじゃないかというのはそこなんです。入札公表したら、それ掛け率掛けて、皆さん参加してくれ、する資格あったら参加して、町内外、町外の人たちも当たったら、くじ引で当たったら、ああ、得したよと、そんなことの入札はもう改めてほしいというのは、私は今まで言ってきたことなんです。

今回も、だから課である程度の1社の指名、メーカーに対して見積り取ったで、指定しても取ったよという答弁でなくて、こういうわけで、こういう努力をしながら、私どもはこのメーカーがこうだった、しかし、これだけはこのことで幅広く3社か4社から見積りもらった中の精査した中の予定価格はこうでしたというような答弁を私はいただきたいんですよ、これから。

私は、そこはそうのように改めてやっていただきたいと思いますが、それで、1社に対してはこれは法的にはいいんですか。随意契約は2社以上となつとるわな。一般入札に対しては、それは1社で法的には問題ないのか、そここのところの確認だけ。

## 平野隆久議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

一般入札は1社でもオーケーなんです、それは以前もご説明させていただきました。それもそうなんですけれども、今、議員おっしゃるように、予定価格の設定の仕方が適正かど

うかだと思うんです。機械、69号でしたか、議案69号、あれはある意味機械物です。こっちもある程度の固まった製品です。そういうものを、それぞれがそれぞれに、今、議員おっしゃるような見積りを取りながら予定価格をやはり町としての考え方でしっかりと設定することが大事だと思います。ですから、議員の一般質問の答弁にも答えさせていただきましたけれども、そこらをしっかりと精査しながら、我々は予定価格というものを定めなければいけないと、そのように思っております。

#### 平野隆久議長

いいですか、あと1回。

#### 12番 入江康仁議員

予定価格を定めなければならないというのは分かる、町長の答弁。私は、そういう今度は予定価格を決める過程までの課としての努力をもっとしてくださいということ。あなたのは端的にこうしますと言った。そうじゃない。それまでの予定価格を決めるまでの過程で、課としての、各課いろいろな入札があって各課が違うんですから、今回はたまたま防災のことで危機管理ですけれども、これは全体の各課につながるあれだから、私は、大きく質問をさせてもらった。たまたま危機管理だから危機管理が、今、的になつとるというんか、これに関して言うとするだけだけれども、各課の課長連中もその課で今度は入札、物品でも何でもそうだけれども、1社じゃなくて、みんな課である程度精査して、いろいろなメーカーがありますから、同じね、それに対してどこがいい、ここがいいというようなあれをしながら見積りを取った上で、それで次点のいいところのやっぱりここにしようかと、これを予定価格にしてやったと、それは高いと、その製品によってはいいところがあったらいいように高いやね。それで、またちょっと2流メーカーやったら安いのがあるけれども、そのところは自信持ってこういうわけこうやっていると理由をきちんとした上の、私は予定価格を出していただきたい、努力をしていただきたいということなんです。

#### 平野隆久議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員、すみません、言葉足りなかったんでしょうね、随分とね。同じことを言ったつもりなんです。全体論の予定価格の設定の仕方は、議員おっしゃるように、しっかりと詰めて、それで予定価格というものを提示して、それで入札に臨まなければいけないよと、同じようなことを答えたつもりで、申し訳ないです。すみません。

(「議長、休憩動議、休憩」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

ちょっと、終わる。すぐ終わります。

ほかに質疑される方はありませんか。

分かりました。動議、今、出ましたので、ちょっと待って。

(「動議賛成」と呼ぶ者あり)

---

**平野隆久議長**

じゃ、ここで暫時休憩させていただきます。20分まで。

(午後 2時 06分)

---

**平野隆久議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 20分)

---

**平野隆久議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

原隆伸君。

**6番 原隆伸議員**

議案第70号のこの入札のことについてちょっとお聞きします。

この入札、2つの物件を1社に頼んだということで、一般入札は1社でもいいというお話でございましたけれども、入札のそこらの入札に対する規約ですか、それはどういうふうになっているのか、そこら辺、定めがどういうふうになっているかちょっと読んでいただけますか。

**平野隆久議長**

再度、原議員、回数に勘定しませんので、再度質疑をお願いします。

**6番 原隆伸議員**

だから、一般競争入札が1社でもいいとどこに書いてあるのかということで聞きます。

**平野隆久議長**

財政課長。

**水谷法夫財政課長**

ただいまの原議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまでも一般競争入札につきましては、1社なので中止するという公告のほうはうたってございませんので、1社でも入札のほうは成立することとなっております。

以上でございます。

**平野隆久議長**

原隆伸君。

**6番 原隆伸議員**

ということは、1社しか入札参加者はなかったというふうに解釈していいんでしょうか。

(「違います」と呼ぶ者あり)

**6番 原隆伸議員**

いや、まあ、1つだけ、いずれにしても分からないことが多いものですからお聞きしますけれども、金額が大きければ大きいほど、扱い高が高ければ高いほど安くなるというようなお話でしたけれども、実際的にはもう一つのほうが98.9%、約99%ということでございますので、そこら辺を、そういうふうにならないように、もう少し2つのほうに分けたらどうやとか、もう少しいろいろな取組みというんですか、入札に対する心構えで、こうしたらどうだろうかと、そういう試算なんかにはチャレンジして、もっと入札の趣旨を考えて、その実効性を問うにはどうしたらいいかと、もう少しいろいろ工夫していただきたいと思うんですけれども、ひとつよろしくをお願いします。そこら辺どうですか。

**平野隆久議長**

中場副町長。

**中場幹副町長**

お答えをさせていただきます。

ただいま原議員のほうから、いろいろな方式というか、1つにするとか2つに分けるとか、

いろいろな方式をこれからはいろいろ検討しなさいということだというふうに受け止めてました。私どもも、その意見もお聞きいたしましたので、これからの入札に関しましては、こういうやり方、また分けるやり方、いろいろなことを考えながら入札に挑みたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

**平野隆久議長**

財政課長。

**水谷法夫財政課長**

ただいま原議員のご質問なのですが、今回のこの議案第70号の入札につきましては、参加業者が2社ございましたので、すみません、それだけ申し上げます。失礼しました。

**平野隆久議長**

ほかに質疑のある方はありませんか。

東清剛君。

**14番 東清剛議員**

両方の議案ですけれども、ちょっと気に入らんのが納期、だから納入期限が来年の2月10日とあるじゃないですか。これ。

**平野隆久議長**

静かにお願いします。

**14番 東清剛議員**

本来、それで8月6日の予算出た。9月10日にやっと入札決まった。それで、今回の追加議案として大事に早く上程された。結構な話ですけれども、この辺が5か月先のことで、知りませんよ、どういう業者がどのような納入の仕方をされるのか知りませんし、生産の状況が分かりませんが、ちょっとこの辺があまりにも長いんじゃないかと思うんで、その辺の見解をお示してください。

**平野隆久議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員おっしゃるとおりです。本来なら、我々もこの対応時期に合わせるようにしたかったんです。先ほども69号でも申し上げたんですけれども、やっぱり同じようなコロナ対策でもありますので、我々、こういったできたものは契約が終われば、少しでも入れてくださいという姿勢でやっていますので、この台風で例えばパーテーションとかベッドが間に合えば、

これをやりたいと。それで8月の補正予算のときに、なるべく早いこの議会で契約締結の議決をお願いしたような次第です。

議員全くおっしゃるとおり、我々も同じ考えですけれども、そこまで見ておかないと、今、全国的に集中しているんでちょっと分からないということですが、我々としては、業者に1台でも10台でも入れば、少しでも早く入れてください、随時納入してくださいという思いでありますので、議員と同じだと思います。

#### 平野隆久議長

東清剛君。

#### 14番 東清剛議員

町長の説明を聞いてよく分かりました。ぜひともそのように扱うように、業者にも努力していただいて、できる限りの納入をしていただく。台風、特に南海トラフの地震がいつかという話になってくると、それはありますんで、どうぞよろしく願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

入江康仁君。

#### 12番 入江康仁議員

今の納期のことに関しては、私、先ほど質問しておるんだな。なぜこれ2月までかかるんやと、これは緊急のあれだろうと、緊急で仕入れなあかん備品をなぜ2月だということまで答弁もらっとらんのか。今、東清剛議員は、町長からもらったけれども、私の答弁は課長のほうからももろとらんもんで、どうしますかね。

#### 平野隆久議長

分かりました。たまたま答弁漏れということがあったと今ご指摘ありましたので、今、清剛議員がこういう質問されて町長が答弁されましたけれども、答弁漏れがあることを併せて、町長のほうから答弁を求めます。

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

申し訳ございません。そのような考えであります。ただ、課長が答えたように、まず集中するということがありますので、そういう日程にはなっているんですけれども、しっかりと早めに納入していただくように、我々は要望してまいります。

#### 平野隆久議長

よろしいですか、もう。

14番 東清剛議員

よろしいです。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 議案第70号については、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

( 全 員 挙 手 )

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

---

### 追加日程第3～追加日程第6

平野隆久議長

次に、意見書案4件については、提案者より趣旨説明を求めるに当たり、一括して説明を

求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、提案者から一括して趣旨説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して趣旨説明を求めます。

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

皆様、お疲れのところ、もうしばらくよろしく申し上げます。

それでは、意見書案第3号、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第3号

令和2年9月18日

紀北町議会議長 平野 隆久 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 柴田 洋巳

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

#### 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。  
次のページをお願いします。

#### 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

##### 趣旨

義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

##### 理由

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基礎をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

現行制度においては、「職員の給料その他の給料及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされています。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっています。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

3月以降、新型コロナウイルス感染症対策の措置として、全国の学校が「臨時休業」となりました。国、各都道府県においてオンライン教育をすすめるための環境整備がおこなわれました。しかし、都道府県間格差・市町村格差は大きく、子どもたちの学びの機会は、均等であるとはいえません。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 平野 隆久

内閣総理大臣 菅 義偉 様

財務大臣 麻生 太郎 様

#### 4番 岡村哲雄議員

次に、意見書案第4号

令和2年9月18日

紀北町議会議員 平野 隆久 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 柴田 洋巳

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚をめくっていただきまして、

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

## 趣旨

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうこと。

## 理由

子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、分散登校など、学校現場はこれまでにない対応をおこなってきました。文科省がまとめた「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について（通知）」において、人的・物的体制整備を含むとりくみを示すとし、このような緊急事態において教職員が足りていないことを露呈しました。

もともと、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2019年経済協力開発機構（OECD）公表値と比較すると、小学校27人（OECD加盟国1クラス当たり21人）、中学校32人（同23人）とどちらも大きく上回っています。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであり、また、どのような事態であっても適切かつ円滑に対処していくためにも、そして、子どもたちが安心・安全に学べるようにするためにも、新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、「OECDインディケータ（2019）」において、「高等教育段階の教育支出については、53%が家計負担、17%がその他私的部門によって賄われ、公財政支出が占める割合はわずか31%で、OECD諸国の中で最低水準の国の一つである」と指摘されています。

教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は増加の一方であり、「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置は、未だ不十分であると言わざるをえません。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 隆久

内閣総理大臣 菅 義偉 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

#### 4番 岡村哲雄議員

次に、意見書案第5号

令和2年9月18日

紀北町議会議長 平野 隆久 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 柴田 洋巳

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚をめくっていただきまして、

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

趣旨

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由

厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

2020年3月に策定された「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければなりません。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要です。

高等学校等就学支援金制度において、2020年4月から私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額が引上げられ、いわゆる「無償化」とはなりましたが、一方で、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきていますが、すべての大学・短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる緩和・拡充を求めています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関する制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 平野 隆久

内閣総理大臣 菅 義偉 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

#### 4番 岡村哲雄議員

最後に、意見書案第6号を述べさせていただきます。

令和2年9月18日

紀北町議会議員 平野 隆久 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 柴田 洋巳

賛成者 紀北町議会議員 宮地 忍

#### 防災対策の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

1枚をめくっていただきまして、

#### 防災対策の充実を求める意見書

趣旨

子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

#### 理由

県内において、子どもたちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されますが、501校中117校小中学校が津波浸水想定区域内に立地し、うち、107校は避難所に指定されています。2015年に津波対策のための不適合改築事業の拡充がおこなわれましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また今年、全世界で新型コロナウイルス感染症が猛威を振っています。2016年に内閣府が策定した避難所運営の指針では、感染症患者は専用の部屋を確保すれば避難所に滞在できるとしていましたが、政府は、2020年4月、新型コロナウイルス感染者は、避難所以外に滞在させるよう通知をおこないました。「指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る」としました。その後、発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触とされる方とやむを得ず同室となる場合のレイアウト例等が示されていますが、施設やスペース、資材、人材が足りない自治体も少なくありません。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積しています。政府の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野 隆久

内閣総理大臣 菅 義偉 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

以上で、意見書案4件の趣旨説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

平野隆久議長

以上で、趣旨説明を終わります。

---

### 追加日程第3

#### 平野隆久議長

これより各議案の審議に入ります。

まず、追加日程第3 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

#### 平野隆久議長

入江康仁君。

#### 12番 入江康仁議員

いやいや、大したことないんやけれども、これ読まれたときに、5行目「基盤」を「基礎」と読まれたと思うんだ。これ全然意味が違うてくるんで、これまた議事録とこの意見書とまた違って問題が起こったらあかん、そこだけちょっと訂正だけお願いいたします。

#### 平野隆久議長

今、議事進行に対してお答えさせてもらいます、まず。

今、本人とも確認しましたら、「基盤」のところを「基礎」というふうに発言していただいたので、訂正を求めますので、訂正の許可を、発言を許します。

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

すみません、ただいま入江議員から訂正の議事進行がございましたので、訂正させていただきます。1番目ですね、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の5行目ですけれ

ども、「義務教育の基盤をつくるためには」というところを「基礎」と言ってしまいました。  
「基盤」の間違いでございます。訂正をお願いします。

**平野隆久議長**

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願  
います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 追加日程第4

**平野隆久議長**

次に、追加日程第4 意見書案第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充  
を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第4 意見書案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 追加日程第5

**平野隆久議長**

次に、追加日程第5 意見書案第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第5 意見書案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 追加日程第6

**平野隆久議長**

次に、追加日程第6 意見書案第6号 防災対策の充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平野隆久議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第6 意見書案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**平野隆久議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

**平野隆久議長**

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月8日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、上程いたしました案件につきまして原案どおりご可決賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方からちょうだいいたしました意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政運営に当たってまいりたいと思っております。

さて、9月も下旬に差しかかり秋雨前線の停滞や台風等の襲来も気になるところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染者がいまだ衰えることなく、全国的に発生し続けております。三重県内におきましても、クラスターの発生により県内の感染者数が拡大している状況となっております。

今後も町民の皆様、来訪者の皆様に感染防止対策を周知・徹底していくとともに、疲弊している地域経済への支援並びに観光業等に対する支援策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、10月、11月に予定しておりました各種イベントにつきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止せざるを得ないものも多くなり、大変残念な気持ちであります。

最後になりますが、残暑の中にも秋の訪れを感じる季節となりました。季節の変わり目は、体調管理が難しくなりますので、議員、住民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた新しい生活様式、マスクの着用、手指消毒、3つの密を避けるなどを守っていただき、健康にご留意され、実り多き秋となりますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### 平野隆久議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和2年9月紀北町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月8日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心から御礼申し上げます。

なお、決算認定を審議するため決算特別委員会が設置され、継続審査となっております。委員各位の今後の慎重なる審議を望むものであります。

また、まだまだ暑い日もありますが、これから秋も深まり寒い日も多くなってきます。新型コロナウイルス感染症対策に加え、インフルエンザへの備えも必要な時期となってまいりますので、皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### 平野隆久議長

それでは、これもちまして、令和2年9月紀北町議会定例会を閉会といたします。

(午後 3時 00分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 12 月 8 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

柴田洋巳

紀北町議会議員

岡村哲雄